

# 官庁営繕事業における BIM モデルの作成及び利用に関するガイドライン (令和4年改定)【概要】

## ■目的・概要

官庁営繕事業の円滑かつ効率的な実施、品質の確保及び生産性の向上に資することを目的に、官庁営繕事業における設計業務又は工事の受注者による BIM モデルの作成及び利用に当たっての基本的な考え方、留意事項等を定めたものです。

## ■主な内容

- ・ BIM モデル活用の手順等
- ・ BIM 発注者情報要件 (EIR) の作成に関する事項
- ・ 設計段階における BIM 活用に関する事項
- ・ 施工段階における BIM 活用に関する事項

## ■主に使用する時期

設計段階、工事段階

## ■位置付け

- ・ 本ガイドラインは、発注者が BIM 発注者情報要件 (EIR) を作成する場合、受注者が BIM 実行計画書 (BEP) を作成する場合等に参照するものです。

具体的には、「5. BIM 発注者情報要件 (EIR) の作成に関する事項」には、発注者が BIM 発注者情報要件 (EIR) を作成する際に参照する記載項目、記載要領、留意事項等を記載しており、「6. 設計段階における BIM 活用に関する事項」及び「7. 施工段階における BIM 活用に関する事項」は、BIM の活用が想定される項目について、発注者及び受注者が参照する留意事項等を記載しています。

## ■参照に当たっての留意事項 [【発】発注者、【設】設計者、【施】施工者に対する事項]

- ・ 発注者が指定した場合を除き、設計者又は施工者に BIM モデルの作成や利用を義務付けるものではありません。【発】【設】【施】